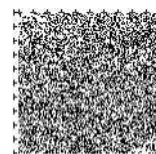
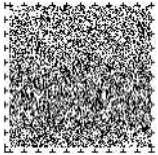


第2編 各論

青梅市高齢者保健福祉計画 青梅市介護保険事業計画

※各章における「事業名」の後ろに、【新規】または【拡充】の表記がある場合、令和2年度以降において、新たに事業を開始するもの（新規）または、事業内容を拡充するもの（拡充）を表しています。





第1章 高齢者がはつらつと暮らせるまち

高齢者の健康づくりや生きがいを推進し、地域活動や就労等の社会参加を通して、高齢者が地域社会の中で役割をもって、はつらつと暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 健康保持と健康寿命の延伸

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、日常生活の中で不安を感じたり心配になったりすることについては、「御自身や家族の健康」が最も高くなっています。また、各健康リスク評価の割合別でみると、うつ傾向が39.0%で最も高く、次いで転倒リスクが27.3%でした。現在治療中または後遺症のある病気としては、「高血圧」が39.9%で最も高く、「目の病気」、「高脂血症（脂質異常）」、「糖尿病」が続いています。

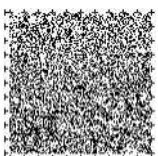
国においては、平成25年4月に「健康日本21（第2次）」を策定し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を中心に、生活の質の向上や社会環境の質の向上を目指し、健康寿命の延伸や、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）を縮めることを目指してきました。

また、令和元年5月には、「健康寿命延伸プラン」が示され、令和22（2040）年までに健康寿命を男女ともに3年以上延伸することを目標として設定しました。さらに同月、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業と一体的に実施することを目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の実現に向けて関係法令が改正されました。これは、これまで保健事業で行っていた疾病予防・重症化予防に、介護予防も併せて行うもので、地域の医療関係団体等と連携を図りながら、医療専門職が通いの場等にも積極的に関与しながらフレイル予防にも着目した高齢者への支援を行う事とされています。

このほか、令和元年12月には、国の社会保障審議会介護保険部会に、通いの場などでの介護予防や専門職の効果的・効率的関与などについて具体的な方策等を示した「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめが報告されるなど、様々な角度からの健康づくりや健康寿命の延伸、また介護予防の推進などの取組が求められています。

本市における健康寿命は、東京都全体と比べると比較的高い水準で推移しています。今後も継続した健康寿命延伸のためには、市民一人ひとりが、フレイル予防など心身の活力（筋力や認知機能など）向上のための取組を行うことや、高齢者自身が、健康について必要な情報を取得し、健康なうちから生活習慣や健康づくりに対する関心を持ち、地域活動や就労等、社会参加による生きがいをづくりに努めることが期待されます。

今後は、分野の垣根を超えて、保健事業と介護予防の連携を推進するとともに、介護予防・重症化防止や疾病予防・重症化予防を促進していく必要があります。



【基本施策】

第1項 健康管理の継続支援と生活習慣病の予防

「青梅市健康増進計画」および「青梅市食育推進計画」、「青梅市特定健康診査等実施計画」や「青梅市国民健康保険データヘルス計画」にもとづき、市民一人ひとりが、自らの健康を自らの意思で管理していけるよう、健康に関する正しい知識の普及および各種相談や指導、検診事業を実施し、疾病の早期発見および予防を促進していきます。

また、介護予防と一体的な実施を目指すことで、より効果的な健康増進を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 健康教育	生活習慣病の予防や健康に関して正しい知識の普及を図り健康の保持増進を図るよう支援します。	健康課 高齢者支援課
2 健康相談	健康センター、中央図書館等で心身の健康に関する相談を実施し、対象者に応じた健康管理のための指導や助言を行います。	健康課
3 データヘルス計画にもとづいた保健事業【拡充】	特定健康診査の結果やレセプトデータの分析にもとづき、生活習慣病の重症化の予防や、異常値を放置している者への受診勧奨などを行います。 (糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病治療中断者受診勧奨事業、各種講演会等)	保険年金課 健康課
4 特定健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、40歳から74歳までの市国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。	健康課 保険年金課
5 特定保健指導	特定健康診査の分析結果により、メタボリックシンドローム等の該当者や予備群を対象に、特定保健指導を行い、対象者が健診結果を理解し、生活習慣の改善および健康の自己管理ができるよう支援します。	健康課 保険年金課
6 成人歯科検診	「健康増進法」にもとづき、65歳・70歳の市民を対象に歯科検診を行い、生涯にわたる歯と口腔の健康保持・増進を図ります。	健康課
7 後期高齢者医療健康診査【拡充】	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に健康診査を行い、高齢者の生活習慣病の早期発見および健康の維持と増進を図ります。	健康課 保険年金課
8 後期高齢者歯科健康診査	「高齢者の医療の確保に関する法律」にもとづき、後期高齢者医療制度の加入者を対象に歯科健康診査を行い口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の後期高齢者に多くみられる疾病の予防を図ります。	健康課 保険年金課

<p>9 がん等の検診事業 【拡充】</p>	<p>胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの早期発見を目的に、各種がん検診を行います。また、骨密度検診を実施し、骨粗しょう症予防の啓発に努めます。</p>	<p>健康課</p>
----------------------------	---	------------

第2項 健康体操の推進

高齢者がいつまでも元気で健康でいられるよう、健康体操の普及、啓発と習慣化を促進します。また健康体操を行う場の充実を図ります。

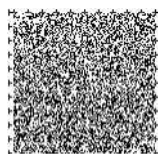
事業名	事業の内容	担当課
1 のびのび体操教室	65歳以上の方を対象に軽度なリズム体操、筋力トレーニングを行います。	スポーツ推進課
2 登録制ヨガ教室 【新規】	参加者が目的に合わせて選べる複数種類のヨガ教室を実施します。	スポーツ推進課
3 ゆめうめ体操(仮称) 【新規】	子どもから高齢者まで、全世代を対象とした青梅市オリジナル体操を作成し、各種イベントでの実演を通じて周知を図ります。	高齢者支援課 健康課 スポーツ推進課
4 いきいき健康体操教室【新規】	幅広い年齢層を対象とした健康体操教室を市内11か所の市民センターで実施し、健康の維持と増進に努めます。	健康課 スポーツ推進課 高齢者支援課

第3項 介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で健康でいられるよう、介護予防や重度化の防止、その前段階としてのフレイルや閉じこもりの予防、ロコモティブシンドローム(運動器の障害による移動機能の低下した状態)、や疾病の予防に関する基礎的な知識の普及・啓発や軽度な体操の機会を提供します。

また、データベース等の活用による高齢者の健康課題の把握や、関係機関との連携を深め、今後の有効な介護予防事業の創出に向けて検討を行います。

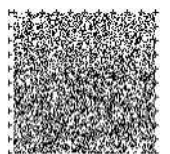
事業名	事業の内容	担当課
1 介護予防運動等の普及・啓発	青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	高齢者支援課



<p>2 フレイル予防に関する普及・啓発</p>	<p>健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。</p>	<p>高齢者支援課 健康課</p>
<p>3 元気に♪楽しく♪梅っこ体操</p>	<p>本市オリジナルの介護予防体操である梅っこ体操の普及のための取組を行います。</p>	<p>高齢者支援課 スポーツ推進課</p>
<p>4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【新規】</p>	<p>KDB（国保データベース）システムを活用し、地域の高齢者の健康課題の把握や、庁内外関係者間および医療関係団体等の連携を深め、事業の企画・調整・分析等を行い事業の基本的な方針を作成します。 この方針にもとづき、高齢者への個別的支援（ハイリスクアプローチ）および通いの場での積極的関与（ポピュレーションアプローチ）による支援を行います。</p>	<p>高齢者支援課 保険年金課 健康課</p>

上記事業のほか、第3章第3節第1項2の一般介護予防事業（91ページ）により介護予防の推進を図ります。

しっかり食べて、しっかり運動
さあ、みんなで「梅っこ体操」
をしよう！！



第2節 はつらつと暮らすための総合的支援

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、生きがいを持っていると回答している方は全体の59.7%と、全体の6割程度にとどまっていました。また、青梅市シルバー人材センターの登録者数や高齢者クラブの団体数・会員数、自治会、ボランティア等への参加状況はいずれも、高齢者数の増加とは反対に、減少傾向となっています。

高齢者が自身の経験や技術、意欲を活かしながら、地域での活動に参加したり、就労したりすることは、高齢者自身の生きがいづくりのきっかけとなり、介護予防や閉じこもり予防につながる効果があります。また、高齢者自身が仲間とともに社会参加を進めることで、周囲への相乗効果も期待できます。

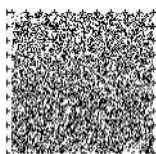
地域コミュニティの強化や多世代の交流を深めるため、元気高齢者等の地域での社会参加を促進し、互助・共助による地域づくりがますます重要となっています。

【基本施策】

第1項 地域で活動する団体への支援

地域で活躍する高齢者クラブの活動をはじめ、自主グループ活動を支援するとともに、地域のスポーツクラブの活用など、主体的活動を支援し、活動の機会づくりを提供していきます。

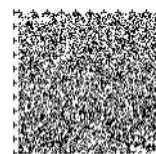
事業名	事業の内容	担当課
1 高齢者クラブへの支援	高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのために、継続して高齢者クラブへの支援を行います。	高齢者支援課
2 自主グループ活動への支援	自主グループをホームページ等に掲載するなど、情報提供を行います。	社会教育課
3 スポーツクラブの活用	地域における住民意識や連帯感の高揚、世代間の交流、高齢社会への対応を目的に、スポーツクラブを活用します。	スポーツ推進課



第2項 生きがいつくりと交流機会の促進

市の施設のほか、地域の自治会館等も含めた各施設の利用や温泉保養施設利用助成事業などを通じて、高齢者の生きがいつくりと交流機会の促進を図ります。また、ボランティア活動などを通じて、高齢者の活躍の機会を創出します。

事業名	事業の内容	担当課
1 シルバーマイスター事業	優れた技能・知識・経験を有する高齢者をシルバーマイスターとして認定・登録し、市民の学習活動等における講師や指導者として推薦しています。 活動を通じて、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	高齢者支援課
2 地域サロンの開設【新規】	地域における高齢者の集いの場・交流の場として、自治会館で地域サロンを開設し、定期的に交流のためのイベントを行います。	高齢者支援課
3 介護ボランティアの推進【新規】	高齢者が、介護施設等でのボランティア活動を通じて、生きがいや社会参加の機会を得られるよう、介護ボランティアを推進します。	高齢者支援課
4 温泉保養施設利用助成事業	市が指定した温泉保養施設を利用する高齢者に利用料の一部を助成し、健康な生活を支援します。	高齢者支援課
5 生涯学習情報の提供	様々な生涯学習の機会を提供できるよう、「生涯学習だより」を発行するほか、生涯学習情報をホームページに掲載し、自主的な学習機会の確保を図ります。	社会教育課
6 生涯学習の充実	高齢者が参加しやすい学習環境を整備します。 高齢者が学習の機会を自由に選択し、様々な知識や技術を習得することができるよう生涯学習の充実を図ります。	社会教育課
7 高齢者の生きがいつくり	自分の持ち味を出発点に、仲間、まち、他地域へとかかわりの輪を広げ、多くの交流の中から、地縁活動と地域交流について学ぶ講座を開催します。	社会教育課
8 ウォーキングフェスタの開催	いつでも、どこでも、手軽にできるウォーキングの普及に努めます。正しい理解のもと、高齢者の体力増進、健康維持を図ります。	スポーツ推進課
9 スポーツ施設・レクリエーション施設の充実	高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できるスポーツ施設、レクリエーション施設の充実を図ります。	スポーツ推進課



10 健康センター事業	市民の健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、予防接種等の保健サービスを総合的に行っていきます。	健康課
11 協働によるまちづくり	優れた技能・知識・経験を有する高齢者を中心とした市民活動団体との協働事業を推進し、高齢者の積極的な社会参加と能力活用の促進を図ります。	市民活動推進課
12 都市公園等における健康遊具整備事業	高齢者と様々な世代の市民が、共に利用できる公園施設の充実を図ります。	公園緑地課

第3項 高齢者の就労支援

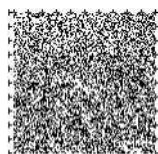
高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会を拡充するため、引き続きシルバー人材センターの運営支援、労働部局と連携した取組の充実を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 シルバー人材センターの運営支援	高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。	高齢者支援課
2 ハローワークとの連携	ハローワークと連携し、働く意欲のある高齢者の就職を支援します。	高齢者支援課 商工観光課

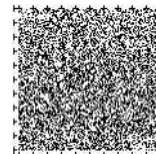
第4項 高齢者を敬う機会の実施

市民が高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金の贈呈と敬老会の開催を継続するとともに、高齢者憲章の制定を行います。

事業名	事業の内容	担当課
1 敬老金の贈呈	高齢者に敬意を表し、その長寿を祝うことを目的として、敬老金を贈呈します。	高齢者支援課
2 敬老会の開催	開催方法や内容等について検討を行いつつ、高齢者に敬意を表し、その長寿を祝う敬老会を開催します。	高齢者支援課
3 高齢者憲章の制定	市民が高齢者を敬うとともに、高齢者が希望をもって安心して年齢を重ねていくことができる長寿社会の実現を目指すため、高齢者憲章を制定し、市民への周知活動を行います。	高齢者支援課



第2章 高齢者が安全・安心に暮らせるまち



高齢者を災害や犯罪の被害から守るとともに、道路環境など福祉のまちづくりの整備を進め、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 福祉のまちづくりの推進

【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、バスや電車等により一人で外出している方は83.6%で、大部分の高齢者が一人で外出している一方、できない方は5.1%となっています。外出する際の移動手段は「徒歩」が63.9%で最も多く、次いで、自動車（自分で運転）、電車の順となっています。高齢者が安心して生活するには、身体能力を補完しながら、誰もが目的を持った日常行動や地域・社会への参加が可能となるよう、環境整備を進める必要があります。

権利擁護の観点では、厚生労働省による要介護施設従事者等や養護者による高齢者への虐待件数は、年々増加しており、虐待の防止に向けた取組は喫緊の課題です。

認知症等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まり、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。

高齢者や障害者を含めた全ての人が、お互いに人格や個性を尊重し、共に支え合う福祉のまちづくりを進めていくことが重要です。

【基本施策】

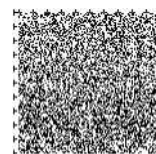
第1項 公共建築物等のバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正（平成18年）、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年）、青梅市福祉のまちづくり整備要綱（平成6年）に従い、公共建築物等の出入口・廊下・階段・エレベーター・手洗い・駐車場等のバリアフリー化に向けて、引き続き整備を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障害者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	福祉総務課

第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策

歩道や市道区画線等の整備を行い、高齢者の外出の安全を図るとともに、交通安全教育を実施し、高齢者の交通安全対策を図ります。

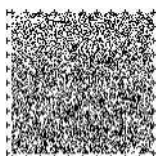


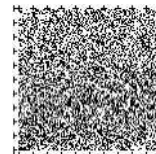
事業名	事業の内容	担当課
1 歩道の整備	幅員の狭い歩道の拡幅や段差の解消などの整備を行います。	土木課
2 市道区画線等の整備	市道の区画線や文字表示などの新設や、薄くなった区画線等の再設置により歩行者と車両の通行区分を明確にし、交通安全対策を図ります。	土木課
3 交通安全教育の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	市民安全課

第3項 権利擁護等の推進

高齢者が尊厳ある生活を送れるように、関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止や早期発見に努め、迅速かつ適切な対応を行っていきます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対する成年後見制度の利用の促進を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 権利擁護事業	地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、認知症など判断能力が十分でない高齢者に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者に対する権利擁護に取り組みます。	高齢者支援課 障がい者福祉課
2 青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、関係機関との連携を強化するとともに、高齢者虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	高齢者支援課
3 成年後見制度の活用支援	社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続き支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。 また、中核機関の体制整備や地域連携ネットワークの構築に取り組みます。	福祉総務課
4 成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがいない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 福祉総務課





【現状と課題】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、日常生活の中で不安を感じたり心配になることとしては、「御自身や家族の健康」に次いで「地震や台風などの自然災害」が4割と高く、市が充実させるべきと思う高齢者施策においても、「地震や台風などの災害対策」が4割を占めています。近年の激甚化する災害への備えについて、高齢者の関心が高くなっていることが伺えます。

特に、市が行うべき災害対策としては、「高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知など」「災害時における高齢者の受け入れ機関の強化・連携」が高く、介護サービス事業所調査においても、事業所において実施している、または行政と連携できる取組として、「災害時に避難場所の周知等分かりやすい情報の発信」「一時的な避難場所としての施設の開放」が上位2つを占めています。これらのことから、災害対策として、避難場所等の情報周知と、災害時における高齢者の避難体制整備を中心に防災の取組を推進する必要があります。

感染症対策では、令和2年から新型コロナウイルス感染症が世界的な流行となり、国内においても4月から5月までの期間および令和3(2021)年1月から3月までの期間、緊急事態宣言が発出され、広く国民の行動制限が行われるだけでなく、特に感染リスクの高い高齢者に対しては、各種サービスの提供が制限される状況が続きました。今後も未知の感染症の発生が想定されることから、感染症対策の徹底と感染拡大防止のための体制づくりと感染症対応能力の向上などが求められています。

近年、夏の猛暑による熱中症が多く発生するようになってきています。熱中症の注意喚起や熱中症にならないための避難の場などの確保が求められています。

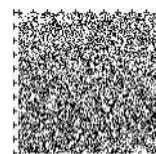
警察庁による令和2年版警察白書によると、刑法犯認知件数全体の減少にともない、刑法犯認知件数に占める高齢者が被害者となった件数は減少傾向にある一方、高齢者の被害件数の割合については、平成21(2009)年以降一貫して増加しており、令和元年中は、12.3%となっています。特に、特殊詐欺の被害者は高齢者が約8割を占めており、多額の被害が生じています。

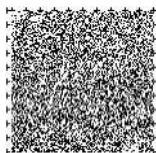
今後ますます、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していく中で、高齢期の安全・安心な生活を守る対策の強化が、より一層求められています。

【基本施策】

第1項 緊急時の安全確保

ひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、緊急時に救急車の出動などの救護が受けられる緊急通報システム事業や、火災で緊急事態に陥ったときに、火災警報器と専用通報機との連動により、消防車が出動する火災安全システム事業を継続して実施します。





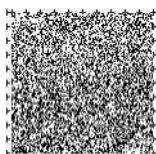
事業名	事業の内容	担当課
1 緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が家庭内で病気などの緊急事態に陥ったときに、無線発報器等で東京消防庁または民間受信センターに通報することにより、速やかな援助を行います。	高齢者支援課
2 火災安全システム事業	家庭内での火災による緊急事態に備えて、防災機器を給付または貸与するとともに、火災の発生時に火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することで迅速な救助および消火活動を行います。	高齢者支援課

第2項 災害対策の推進

自治会、自主防災組織、民生児童委員合同協議会、高齢者クラブ、介護サービス事業者などと連携し、防災訓練等を通じた防災意識の向上を図るとともに、災害時の避難誘導・救出・救護および安否確認の把握など、支援体制の強化に努めます。

また、高齢者向け防災情報の発信や、介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知促進、市内特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、被災した高齢者の受入れを行うなど、支援体制づくりを推進します。

事業名	事業の内容	担当課
1 家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課
2 高齢者向け防災情報の発信	高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者支援課 防災課
3 防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	防災課 高齢者支援課
4 避難行動要支援者の支援	災害発生時等の避難の際に配慮が必要な方である避難行動要支援者の台帳を作成し、自主防災組織などの避難支援等関係者による平常時からの声かけ等、支援協力体制の強化に努めます。	防災課 高齢者支援課
5 市内特別養護老人ホーム等との災害協定	特別養護老人ホーム等との災害協定にもとづき、大規模災害時の速やかな応急対策活動に備えます。	介護保険課
6 介護事業所等の災害に関する具体的計画の周知徹底【新規】	介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、災害種別ごとに対策を構築し、避難に要する時間や避難経路等の確認および職員や利用者等への周知を促進します。	介護保険課



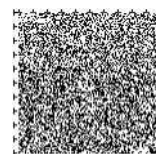
7 要配慮者施設の避難確保計画の作成促進【新規】	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課
--------------------------	--	--------------

第3項 感染症対策の推進【新規】

感染症の発生時においても、継続的にサービスを提供できるよう、介護事業所等における備えや体制の整備を支援します。

また、感染症の流行を抑制するため、適切な情報の発信に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する取組を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 在宅高齢者等に向けた感染拡大防止のための情報提供および発信	<p>感染症の拡大防止のため、国、都など関係機関と連携し、広報紙・ホームページ等を利用して感染情報の周知に努めます。</p> <p>また、感染症についての正しい知識と適切な予防法について周知を図り、市民一人一人の感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を行います。</p>	健康課 高齢者支援課
2 介護事業所等の感染症対応能力の向上	<p>介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービスを提供するため、感染症対策の具体的な方法や留意点などについて必要な情報提供を行うとともに、感染症対応能力向上に資する研修などを実施します。</p>	介護保険課
3 介護事業所等の感染症に関する体制整備支援	<p>介護事業所等が、感染症発生時において継続的にサービス提供するための備えを講じ、感染症対策に必要な物資を備蓄する体制整備を支援します。</p>	介護保険課



第4項 熱中症の対策の推進【新規】

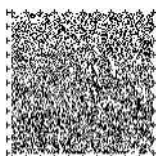
在宅高齢者の熱中症を予防するため、防災無線等を使った呼びかけや真夏の暑さをしのげる場所の提供を行います。

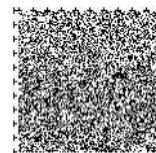
事業名	事業の内容	担当課
1 熱中症予防のための情報提供・啓発活動の実施	熱中症を予防するため、広報おうめ、リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等を通じて情報提供を行うとともに、パネル展等の啓発活動を実施します。 また、気象庁が「熱中症警戒アラート」を発表した場合、防災無線で広報するなど情報提供に努めます。	健康課 高齢者支援課
2 高齢者に対する熱中症の予防啓発と注意喚起	地域包括支援センターによる高齢者訪問等の際、熱中症予防の啓発と注意喚起を行います。	高齢者支援課
3 梅っこサロンの開設	市の施設の一部を、暑さをしのぎ休憩できる高齢者の集いの場「梅っこサロン」として開放し、暑い時期に自宅で過ごすことができない高齢者に対する居場所を提供します。	高齢者支援課

第5項 防犯対策の推進

警察等の関係機関との連携の下に、各種啓発を行い、高齢者が安全・安心に生活が送れるよう支援していきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 消費生活に関する啓発相談事業	悪質商法被害防止等について、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や消費生活相談を実施します。	市民安全課
2 消費者を見守る体制づくり	高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	市民安全課 高齢者支援課
3 犯罪防止のための情報提供の促進	特殊詐欺などの被害を未然に防ぐため、チラシの配付、市広報等への記事掲載、犯罪発生情報を配信するとともに、対象世帯には自動通話録音機の設置を行うなど、関係機関と連携して啓発等に努めます。	市民安全課





第3章 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らせるまち

介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者が、支援を必要とする状態となっても、住み慣れた地域で自立して暮らせるまちの実現を目指します。

第1節 総合的な生活・居住支援の充実

【現状と課題】

「在宅介護実態調査」の結果によれば、在宅サービス利用者における在宅生活継続に必要な支援・サービスについては、「移送サービス」が最も高くなっています。また、「介護サービス事業所調査」の結果によれば、市において保険外サービスが不足していると回答した8割の事業所のうち過半数が「移動支援サービス」を挙げていました。このように、高齢者が住み慣れた地域で生活を続け、自立的な活動を行うため、「移動支援」のニーズが高まっています。

また、国においては平成28年3月に閣議決定された新たな「住生活基本計画」において、高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるように、住宅の改善・供給および高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現が目標として掲げられ、在宅での生活を支える上での夜間・休日相談に応じる体制整備も求められています。

団塊世代が75歳以上に達する令和7(2025)年を見据え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、総合的かつきめ細かな生活支援のサービス体制が求められます。

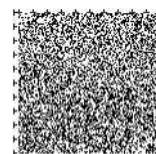
また、住まいについて、令和2年6月には、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等を推進するため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、市町村は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいの設置状況を踏まえた介護保険事業計画の策定が求められることとなりました。

本市では、すでに市民の必要利用数を大幅に超える介護施設の定数が確保されていることから、「青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」(4ページ参照)を定め、福祉施設整備に対応しています。

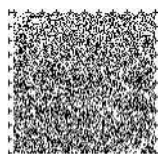
【基本施策】

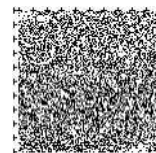
第1項 生活支援サービスの充実

福祉に関する多様な相談ニーズに対応するため、関係各課や関係機関との連携を強化します。また、高齢者の日常生活を支えるため、配食サービス等各種生活支援サービスを継続するとともに、住み慣れた地域で高齢者が生活できるサービスを検討していきます。



事業名	事業の内容	担当課
1 福祉総合相談体制の強化	「青梅市地域福祉計画」にもとづき、多様化するニーズに対応するため、関係部署および関係機関との連携の強化に努めます。	福祉総務課 高齢者支援課 生活福祉課 介護保険課 健康課 障がい者福祉課 子ども家庭支援課
2 高齢者の暮らしの手引の作成・配付	高齢者が在宅で生活するための市の施策を掲載した冊子「高齢者の暮らしの手引き」を作成します。高齢者がいる世帯等に配付し、市の高齢者施策の周知を図ります。	高齢者支援課
3 配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に昼食を配送することにより、高齢者の心身の健康保持と、高齢者と地域との交流を図ります。	高齢者支援課
4 高齢者福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、市が保有する電話を高齢者宅に設置します。また、福祉電話の設置により、高齢者の安否確認、関係機関の協力を得た各種相談を行い、在宅生活を支援します。	高齢者支援課
5 寝具乾燥サービス事業	寝具類の自然乾燥が困難な寝たきり高齢者等の世帯に対し、月1回、寝具類の乾燥を行います。寝たきり高齢者等の衛生と健康を保持し、自立生活を支援します。	高齢者支援課
6 訪問理美容サービス事業	理・美容店での理・美容が困難な高齢者に対し、自宅で理・美容を受ける際の出張料を助成します。介護者の負担の軽減と高齢者の衛生的かつ快適な生活を支援します。	高齢者支援課
7 紙おむつ等給付事業	寝たきり等の状態にある高齢者に対し、紙おむつ、尿とりパット、おむつカバー等を給付します。介護者の負担軽減と高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援します。	高齢者支援課
8 日常生活用具給付事業	65歳以上で、要介護認定が非該当とされた方で、日常生活用具の給付が必要と認められる高齢者に対し、入浴補助用具、歩行補助車等の日常生活用具を給付します。	高齢者支援課



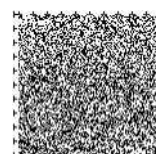


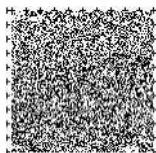
9 住宅改造費助成事業	住宅改造が必要と認められる高齢者に対し、住宅の浴室等の改造に要する費用を助成します。	高齢者支援課
10 養護老人ホームへの入所措置	環境上の理由および経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者の入所措置を行います。	高齢者支援課
11 外出等支援の情報提供の実施	移動に困難を抱える高齢者に対し、病院や買い物等の在宅生活に必要な支援について検討するとともに、移動支援サービス等を提供する事業者についての情報収集と、必要に応じて情報提供を行います。	高齢者支援課
12 対話支援機器の導入【新規】	高齢者等が対話の中で聞こえにくさを感じる際に、意思疎通をよりスムーズに行うための機器を市窓口に導入します。	高齢者支援課 障がい者福祉課

第2項 多様な住まいの確保

いつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者に対する住まいの支援や、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの設置状況を含め、各種情報提供の強化を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 居住系サービスの整備	有料老人ホーム等の居住系サービスについては、「福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針」に沿って対応します。	高齢者支援課
2 サービス付き高齢者向け住宅の整備	「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、高齢者の多様な住まいなどの立地状況を踏まえた適正な供給を誘導します。	住宅課
3 高齢者住宅事業（シルバーピア）	令和5（2023）年度までは、入居者が安心して生活できるよう配慮した高齢者専用の住宅に生活協力員を配置し、生活の安定を図ります。 令和5（2023）年度をもって廃止し、より公平で広く住宅の支援を行う制度を検討します。	住宅課
4 住替え支援事業	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課
5 住宅相談会	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、住宅の新築、増改築、リフォーム、売買、賃貸等およびマンションの修繕、維持管理等に関する相談について適切な助言を行います。	住宅課





第2節 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

福祉における総合的な流れとしては、国は高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によれば、地域づくりの活動への参加意向は、参加者としては、6.4%の方が是非参加したい、43.4%の方が参加してもよいと答えています。このように多くの方に参加意向がありながら、実際には地域活動に参加されている方はあまり多くないという現状があり、地域活動への参加促進が課題となっています。

また、更なる高齢化に伴い、高齢者世帯や認知症高齢者、老老介護などの複合的な課題を抱える世帯の増加が予想されるなか、住民や事業所等との協働により、地域の課題を把握しながら、適切な支援につなげていくための見守り体制は、地域を支える基盤として不可欠です。

「地域共生社会」の実現に向けて、社会参加を通じた生きがいづくりの視点から、元気な高齢者がボランティア活動や福祉コミュニティの形成などを通じ、地域で活躍していくことが期待されるとともに、助け合い・共生の視点から地域全体で高齢者を見守るネットワークの充実が求められています。

【基本施策】

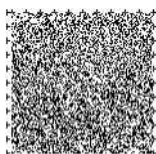
第1項 ボランティア活動等の支援

青梅市社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターの運営を支援し、関係団体同士の連携を強め、高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者が地域を支える担い手として活躍できるような基盤整備を進めていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 ボランティア・市民活動センターの運営	センターにおいて各種団体と本市が連携・協力して、保健福祉サービスを提供する体制を強化します。 市民のボランティア活動、NPO活動を支援する拠点機能の充実を図ります。	市民活動推進課

第2項 福祉コミュニティづくりの推進

自治会との連携や、地域福祉の中心的な存在である民生児童委員合同協議会や社会福祉協議会などの活動や運営を引き続き支援し、各組織を通じて高齢者を見守る福祉コミュニティづくりを進めます。



事業名	事業の内容	担当課
1 自治会との連携	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する声掛けや安否確認について、自治会との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。	市民活動推進課 高齢者支援課
2 民生児童委員合同協議会との連携	支援を必要とする高齢者に対し、民生児童委員と連携し、解決に向けた対応を行います。また、定期的に民生児童委員と意見交換等の場を設けます。	福祉総務課 高齢者支援課
3 社会福祉協議会等との連携	地域における民間福祉団体の中心的組織である社会福祉協議会および関係団体と連携し、地域活動とのネットワーク化を図ります。	福祉総務課 高齢者支援課

第3項 見守りネットワークの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、民間事業者や市民等との協力による安否確認や見守り等のほか、認知症高齢者の早期発見・保護に向けたネットワークの構築を進めていきます。

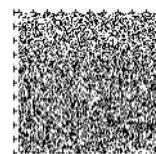
事業名	事業の内容	担当課
1 見守り支援ネットワーク事業	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課
2 徘徊・SOSネットワーク事業【新規】	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	高齢者支援課

■見守り支援ネットワーク事業ステッカー

【図1】

見守り支援ネットワーク事業協力事業者の店舗出入口や車両に貼ることにより、事業の普及啓発および協力体制の連携強化を図ることを目的として、図1のステッカーを作成しました。

令和元年11月より事業者に配布し、地域全体の見守り力の向上に努めています。



第3節 地域支援事業による自立支援の充実

【現状と課題】

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、地域の実情に応じて高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築・深化を目指しています。

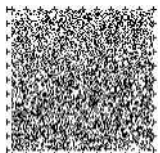
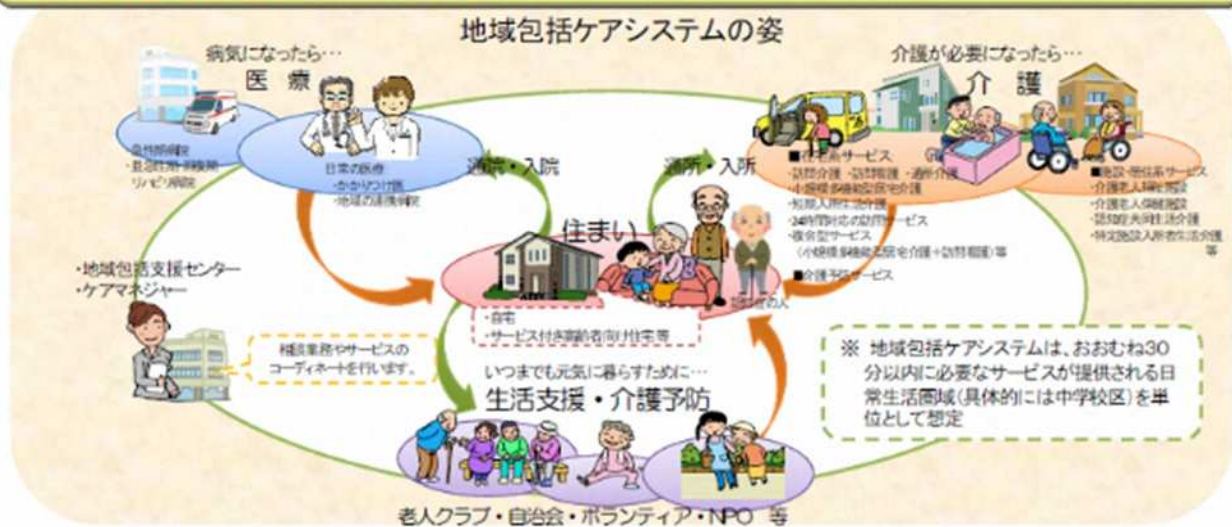
本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始し、利用者の心身の状態に応じて必要なサービスを提供できるようになりました。一方では、サービス内容によっては利用対象者の把握が難しく、ニーズの有無や対象となる基準を含めた課題が明確になっています。今後も、各サービスの進捗状況やニーズを調査・分析し、青梅市介護保険運営委員会において意見を聴取した上で、適切な事業の評価・点検を行いながら進めていくことが求められます。

また、地域包括ケアシステムを構成する要素のひとつである生活支援・介護予防においては、日常生活の支援体制の整備と高齢者の社会参加を目的とし、地域の支え合い体制を整備するため第1層生活支援コーディネーターおよび第2層生活支援コーディネーターを配置し、協議体とともに地域の実情に合わせた取組を開始しています。

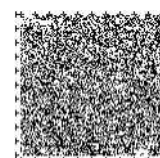
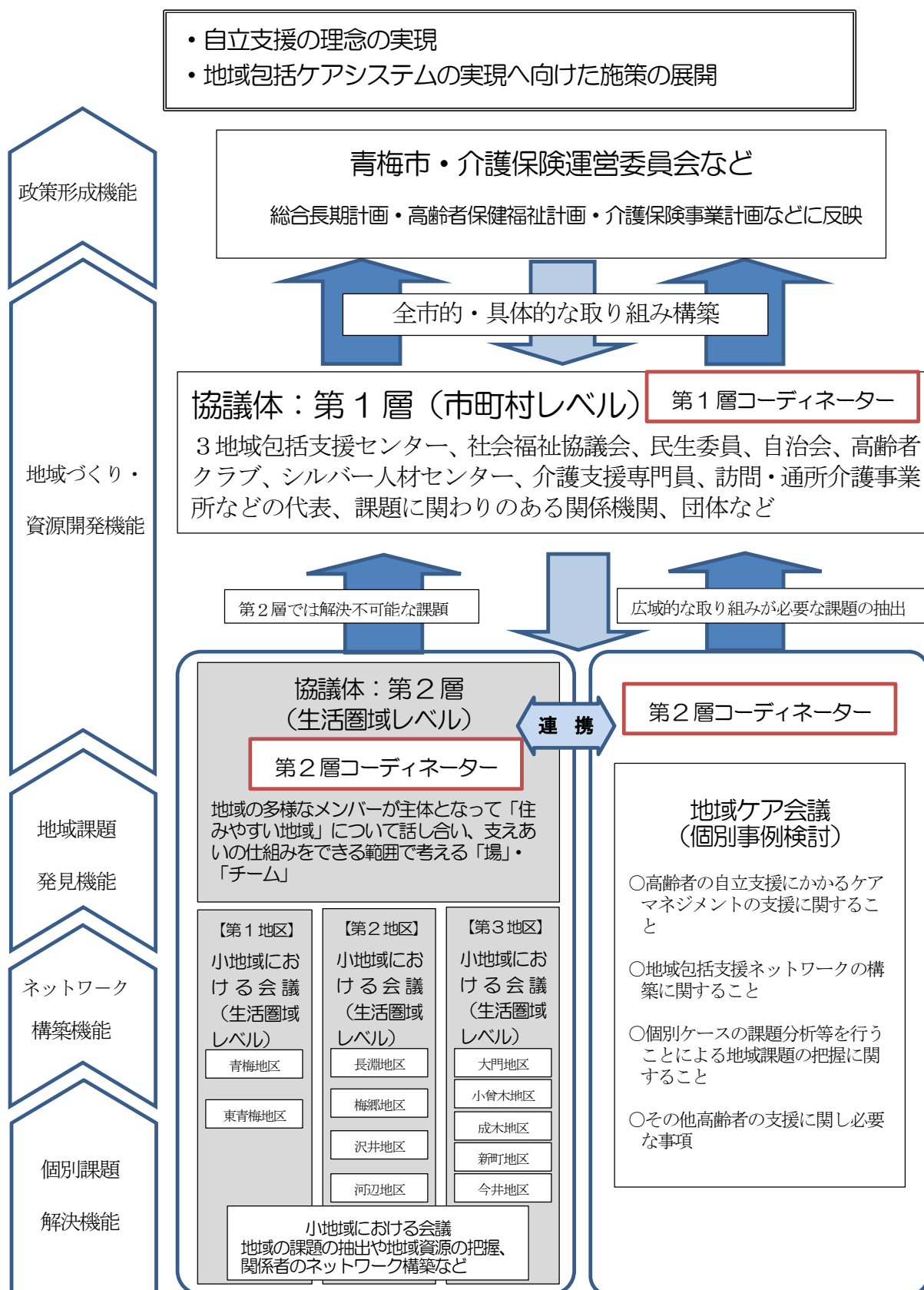
少子高齢化はもとより、災害や感染症などに対応するためには、医療・介護を含む専門職が地域社会へ参加し、連携を深化させていくことが求められています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みについて



【基本施策】

第1項 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

総合事業は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントにもとづき、訪問型サービスおよび通所型サービス等を提供する介護予防・生活支援サービス事業と住民主体の場を充実させ、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進等を実施する一般介護予防事業で構成されます。

1 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等多様な生活支援のニーズに対応するため、引き続き国の基準による訪問型・通所型のサービスに加え、元気高齢者等が担い手となる生活支援サービスを提供していきます。また、「自立支援」を実現するために、心身機能の向上に向けた必要なサービス・支援を高齢者に提供していきます。

(1) 訪問型サービス

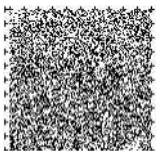
訪問介護等による身体介護・生活援助サービスを実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 現行相当サービス (介護予防サービス相当の訪問型サービス)	国の基準による訪問型サービスで、ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体介護や家事援助を行います。	高齢者支援課
2 家事支援に特化した訪問サービス (訪問型サービスA)	ホームヘルパー(有資格者)が訪問し、身体状況を確認しながら家事援助を行います。	高齢者支援課
3 おうめ生活サポーターサービス (訪問型サービスA)	おうめ生活サポーター(青梅市が実施する一定の研修修了者)が訪問し、家事援助を行います。	高齢者支援課
4 短期集中型予防サービス (訪問型サービスC)	柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動を、短期間で集中的に行います。	高齢者支援課

(2) 通所型サービス

通所介護等による機能訓練や集いの場などのサービスを実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 現行相当サービス (介護予防サービス相当の通所型サービス)	国の基準による通所型サービスで、生活機能向上のための体操や食事、入浴等のサービスを実施します。	高齢者支援課



2 軽度者向けの通所サービス (通所型サービスA)	生活機能を維持するための軽体操やレクリエーション、閉じこもり防止のための集団活動を行います。	高齢者支援課
3 短期集中型予防サービス (通所型サービスC)	短期間で集中的に行う2種類のサービスを実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 機能訓練指導員による運動指導やマシーンなどを使った筋力向上のための運動 ● 柔道整復師による運動指導や日常生活動作の改善に向けた運動 	高齢者支援課

(3) その他の生活支援サービス

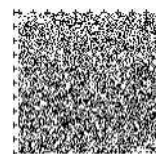
地域における自立した日常生活の支援のためのサービスについて、検討を進めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 その他の生活支援事業	生活支援サービス体制整備を進める中で関係機関や地域の団体等との協議により、必要なサービスについて検討を進めます。	高齢者支援課

2 一般介護予防事業

介護予防ではフレイル予防を重点目標とし、疾病の早期発見や生活習慣病の改善といった健康増進、生きがいつくりなど、生活の質の向上に向けた取組を行います。また、住民主体の地域活動を推進し、地域の力を育んでいくような地域づくりを進めていきます。

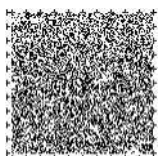
事業名	事業の内容	担当課
1 介護予防事業対象者把握事業 (介護予防把握事業)	要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の市民に対し、生活機能に関する状態等、介護予防事業対象者の把握に努めます。 また、地域包括支援センター職員が訪問し、介護予防事業の説明・案内を行います。	高齢者支援課
2 介護予防講演会 (介護予防普及啓発事業)	介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。	高齢者支援課
3 介護予防教室 (介護予防普及啓発事業)	介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。	高齢者支援課



4 介護予防リーダー養成事業 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防の重要性を理解し、地域で健康づくりのための活動を担っていく介護予防リーダーを養成します。	高齢者支援課
5 介護予防運動等の普及・啓発【再掲】 (関連事業：元気に♪楽しく♪梅っこ体操)	青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」等の介護予防の運動や知識の普及を図り、地域住民が主体的に体操等を通じて介護予防や健康づくりに取り組むことを目指します。	高齢者支援課
6 フレイル予防に関する普及・啓発【再掲】	健康な状態と要介護状態の中間の状態である「フレイル」を予防するため、運動・栄養・社会参加の3つのポイントから、フレイル予防についての情報提供の機会をつくります。	高齢者支援課 健康課
7 介護予防機能の強化 (地域介護予防活動支援事業)	介護予防リーダーなどのボランティアの協力や「青梅市地域介護予防活動支援事業補助金」の制度活用等により、高齢者等が地域で行う自主的な介護予防活動を支援していきます。	高齢者支援課
8 高齢者クラブの健康づくりへの支援	高齢者の健康づくり、介護予防のために、高齢者クラブの要望に応じて介護予防教室等を開催します。	高齢者支援課
9 地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者クラブを含め広く市民への介護予防促進のため、リハビリテーション専門職の専門的知見の活用を図ります。	高齢者支援課

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値	目標値
2	介護予防講演会の開催回数	2回/年(令和元年度)	2回/年
3	介護予防教室の年間の受講人数	延べ937人(令和元年度)	延べ1,200/年
5	年間の梅っこ体操周知回数	11回/年(令和元年度)	11回/年
7	介護予防リーダーによる自主グループの数	23か所 (令和2年3月末現在)	30所



第2項 包括的支援事業の推進

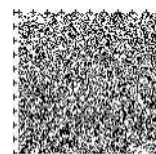
住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一体的かつ総合的に取り組みます。また、地域包括ケアシステムの深化に向け、増加する地域のニーズに対応すべく社会資源の把握と多様な主体による連携・ネットワーク体制の充実を図ります。

地域包括支援センター機能を強化するため、運営方法、人員体制等の見直し等、体制整備を図ります。

1 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアの推進を目的として、総合相談支援から始まる次の4つの事業を柱として運営を行っています。

事業名	事業の内容	担当課
1 総合相談支援	<p>高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。</p> <p>地域の民生児童委員や公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。</p>	高齢者支援課
2 権利擁護	<p>地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の予防と早期発見に取り組みます。</p> <p>また、認知症など判断能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用などを促進し、高齢者の権利擁護に取り組みます。</p>	高齢者支援課
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援	<p>ケアプラン作成技術の個別指導、支援困難事例への指導助言、地域における社会資源との連携・協力体制の整備等を行います。</p>	高齢者支援課
4 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	<p>介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して適切な介護予防サービスが提供されるようアセスメント、必要に応じたケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを行い、自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持、向上を図ります。</p>	高齢者支援課



事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
3	主任介護支援専門員連絡会	1回/年	1回/年
3	ケアマネジャー対象の勉強会・研修会等	2回/年	2回/年

2 地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、個別事例の検討を通して多職種で課題解決を重ねることで、地域課題を抽出し、地域づくりに向けた課題の発見・解決につなげていくことを目指した会議です。高齢者の個々の状況に応じた自立支援を実現するために、地域の多様な専門職が協働し、ケアマネジャーの支援を通じて、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援します。また、個の課題から地域課題への吸い上げを行い、地域づくりに向けた課題発見・解決につなげていきます。

事業名	事業の内容	担当課
1 地域ケア会議の推進	「自立支援」に重点をおき、日常生活圏域ごとに「自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議」を多職種で連携して開催し、地域の課題把握へとつなげます。	高齢者支援課

事業に対する指標

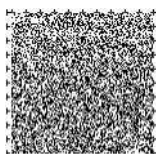
事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1	検討事例数	15事例/年	18事例/年

※ 令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも実績が少なくなっています。

3 在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療・介護の実現に向け、医療機関と介護事業所等の関係者の連携推進を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 在宅医療・介護連携に関する情報収集、課題把握等および関係者への情報周知	在宅医療、介護連携に関する課題の抽出、また、地域の医療機関や介護事業所等の情報、機能等を把握し、多職種ネットワーク連絡会等において医療・介護関係者と、対応等の検討や情報共有を行います。	高齢者支援課
2 在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の円滑な連携を支援する相談窓口体制を目指します。	高齢者支援課



3 在宅医療・介護連携に関する地域住民への普及啓発	地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにするとともに、地域住民の在宅医療や介護連携の理解の促進を図ります。	高齢者支援課
4 在宅医療・介護連携に関する関係者間の情報共有に関する支援および研修の実施	医療と介護について、関係者が互いの業務の現状を知り、意見交換のできる関係を構築するなど、地域の医療・介護関係者の連携促進を目的とした多職種での研修を近隣自治体と連携して実施します。 また、地域の医療・介護関係者間での情報共有ツールの導入や活用について支援します。	高齢者支援課

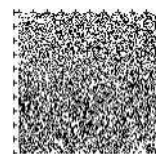
事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1	多職種ネットワーク連絡会の開催回数	1回/年	1回/年
3	地域住民への普及啓発（講演会等）の回数	1回/年	1回/年
4	医療・介護関係者向け研修の開催回数	1回/年	1回/年

4 生活支援体制整備事業

少子高齢化による介護の人材不足と、生活の支援が必要な高齢者の増加が見込まれる中、多様な生活支援サービスが求められています。そのため、関係機関と連携し、地域における資源（人や場所、情報など）の把握や、更なる発掘・育成に努めながら、支援者と支援を必要とする人を適切につなげていくことができる基盤の整備に努めます。

事業名	事業の内容	担当課
1 生活支援サービスの体制整備【拡充】	各圏域に配置された生活支援コーディネーターは、地域の協議体と一緒に地域の実情に応じた生活支援の基盤整備を推進していきます。 地域の社会資源や課題の把握を行い、多様な主体間の情報共有、および関係者間のネットワークの構築を図り、高齢者の社会参加につながるような地域活動を創出します。	高齢者支援課



2 元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手（おうめ生活サポーター）養成研修	高齢者の暮らしを支える新たな担い手として、また、元気な高齢者の新たな社会参加の場の1つとして、高齢者への家事支援サービスの担い手を養成するための研修を行います。	高齢者支援課
3 高齢者の社会参加への取組	生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。	高齢者支援課

事業に対する指標

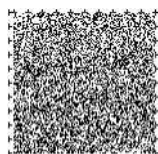
事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1	第2層協議体設置数	2か所	11か所

※第2層協議体：地域の人たちを中心に、多様な主体が参画しながら話し合い等を行う場で、市を11の区域に分け、その区域ごとに設置することを目指しています。

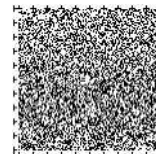
第3項 任意事業の推進

本市の地域特性と高齢者の実情を勘案し、介護給付適正化事業、地域自立生活支援事業等を実施します。

事業名	事業の内容	担当課
1 介護サービス事業者連絡会	市と介護サービス事業者の定期的な情報交換と連絡協議の場として、介護サービス事業者連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課
2 居宅介護支援事業者連絡会	ケアマネジャーの情報交換と連絡協議の場として居宅介護支援事業者連絡会を行います。	高齢者支援課 介護保険課
3 介護給付費通知発送	介護サービス利用者に、実際に利用しているサービスの種類・費用を通知します。 利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。	介護保険課
4 家族介護教室	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、健康づくりなどについての知識・技術を習得する家族介護教室を開催します。	高齢者支援課
5 家族介護慰労金支給事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族等の慰労および経済的負担の軽減などを図るため、一定の要件を満たす場合に家族介護慰労金を支給します。	高齢者支援課
6 介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護施設等を訪問し、利用者の相談に対応します。	高齢者支援課



第4節 認知症施策の推進



【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、認知症の方の数は、今後も増加し続けるものと考えられます。本市においても、この3年間に、要介護・要支援の認定者数のうち、認知症と判定されている高齢者は1,000人程度増えています。また、「在宅介護実態調査」の結果によれば、今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる事として、「認知症への対応」が32.8%で最多となっています。

このように、認知症への対応は社会全体で取り組むべき重要な政策課題となっています。国においても、平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成30年12月には、認知症施策推進関係閣僚会議が設置され、令和元年6月、「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。この大綱にもとづき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされました。

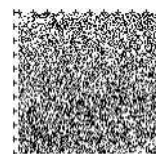
認知症の方が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症施策推進大綱にもとづき、医療や介護などの専門的な支援を行うとともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備や、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進、地域での対応を進めるための基盤整備など、認知症高齢者等を対象とした各種支援施策を総合的に推進することが必要です。

【基本施策】

第1項 普及啓発・本人発信支援

認知症に関する誤解や偏見を解消し、認知症の方が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きることができる、認知症と「共生」できる社会の実現を目指し、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を進めるとともに、認知症サポーターなど、地域で認知症の人や家族を支える機運・仕組みの醸成を図ります。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症サポーター養成研修(※)	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するため、講師を派遣し、研修を行います。	高齢者支援課
2 認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課



3 認知症の相談窓口の周知	認知症の人やその家族、関係機関に対して、認知症のことをどこに相談すれば良いか、どのような支援があるかを広く周知するため、広報による定期的な情報発信やホームページの整備に取り組みます。	高齢者支援課
4 認知症簡易チェックシステムによる啓発	認知症の早期発見や啓発のため、スマートフォンなどで気軽に認知症の簡易チェックができるシステムを推進します。	高齢者支援課
5 本人発信支援に向けた基盤づくりへの取組【新規】	認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェや家族の会等に関係者・家族のみならず認知症の本人が参加できるような機会の提供を行い、本人発信ができるような環境・機会等をつくることを目指します。	高齢者支援課
6 認知症の正しい知識と理解の普及・啓発	世界アルツハイマーデーおよび月間にちなんだパネル展や講演会等各種イベント等を開催し、認知症の普及・啓発を図ります。	高齢者支援課

※ 認知症サポーターとは、「認知症サポーター養成講座」を受講した人のことで、認知症を正しく理解し、地域で認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。

事業に対する指標

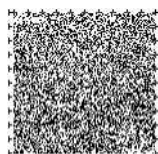
事業	評価指標	現状値（令和2年3月末現在）	目標値
1	認知症サポーター数	延べ5,880人	延べ10,000人

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、例年よりも実績が少なくなっています。

第2項 認知症予防の推進

認知症も含めた認知機能の低下に対しては、早期に発見し、状況に応じた適切な治療や支援につなげていくことが、認知症の進行を緩やかにし、認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）の発生を抑える上で重要です。認知症支援コーディネーターによる早期発見・対応の推進、認知症地域支援推進員による関係機関、事業所などと連携し地域で高齢者を見守る体制づくりや、市民が認知症やその疑いに対する早期の「気づき」を促すための認知症の予防に向けた知識の普及・啓発に取り組みます。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症支援コーディネーター事業の推進	認知症の早期発見・対応に向けて専門職と連携し支援を行うため認知症支援コーディネーターを配置し、認知症の疑いのある高齢者の早期発見・診断・対応を進めます。	高齢者支援課



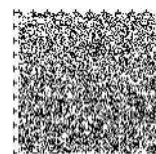
<p>2 認知症地域支援推進員の配置</p>	<p>地域における認知症の理解を推進するため、介護や認知症に関する専門知識をもつ認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置します。</p> <p>認知症の人や家族等への相談支援、医療、介護の連携支援や研修会の開催、認知症カフェの推進等の取組等を行い、地域で高齢者を見守る体制づくりに取り組みます。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p>3 介護予防講演会 (介護予防普及啓発事業) 【再掲】</p>	<p>介護予防、認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p>4 介護予防教室 (介護予防普及啓発事業) 【再掲】</p>	<p>介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室を開催します。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p>5 高齢者の社会参加への取組【再掲】</p>	<p>生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等が地域や関係機関と連携し、通いの場や見守り活動など高齢者の社会参加につながる取組を行います。</p>	<p>高齢者支援課</p>

第1章第1節第1項健康管理の継続支援と生活習慣病の予防（71ページ）、第3項介護予防の推進（72ページ）および第3章第3節第1項2の一般介護予防事業（91ページ）により認知症予防の推進を図ります。

第3項 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担のかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるよう、地域において認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所づくりや、認知症家族会等への支援を行います。また、認知症の疑いがある人に早期に気付き、本人が安心して暮らしていけるよう、認知症初期集中支援推進事業、認知症疾患医療センター等の専門機関との連携支援等を推進します。

事業名	事業の内容	担当課
<p>1 認知症カフェの普及</p>	<p>認知症地域支援推進員を中心に、生活支援コーディネーターや認知症疾患医療センター等と連携して認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。</p>	<p>高齢者支援課</p>
<p>2 認知症BPSDケアプログラム推進事業</p>	<p>介護サービス事業者等を対象に、認知症BPSDケアプログラム推進事業等を実施し、認知症ケアの質の向上のための取組を支援します。</p>	<p>高齢者支援課</p>



3 認知症初期集中支援 チーム推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついておらず認知症または認知症の疑いがある高齢者を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課
4 徘徊高齢者家族支援 サービス事業	徘徊高齢者を探索するための位置探索GPS機器を貸与し、現在位置の情報を介護者等に提供します。	高齢者支援課
5 認知症疾患医療センター等との連携	受診困難等認知症の疑いがある高齢者を訪問するなど、認知症の人とその家族を支援するため、都が指定する認知症疾患医療センター、民生児童委員、かかりつけ医等との連携を深めます。	高齢者支援課

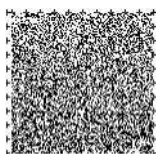
事業に対する指標

事業	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値
1	認知症カフェの設置数	1か所	3か所

第4項 認知症バリアフリーの推進、社会参加支援

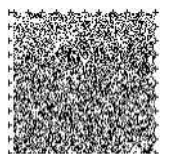
認知症になっても、住み慣れた地域で自立しながら、普通の暮らしを続けることができるよう、財産管理などにおける成年後見制度の利用促進に加えて、日常生活の様々な場面での障壁をなくす認知症バリアフリーおよび、認知症本人の社会参加への取組を行います。

事業名	事業の内容	担当課
1 認知症サポーターの活動の場づくり【新規】	認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが、修了後にボランティア活動できるような場を提供し、認知症本人・家族への支援等、チームオレンジとしての活動ができることを目指します。	高齢者支援課
2 認知症本人の社会参加への取組【新規】	認知症カフェなど本人が気軽に参加できる場づくりを推進します。	高齢者支援課
3 徘徊・SOSネットワーク事業【再掲】	認知症などで行方不明になる可能性のある高齢者を見守り、早期発見・保護できるよう、ICTを活用した捜索支援アプリの活用等に取り組みます。	高齢者支援課
4 消費者の見守り体制づくり【再掲】	高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を、地域および関係機関と連携して見守る体制づくりを目指します。	市民安全課 高齢者支援課



<p>5 成年後見制度の活用 支援【再掲】</p>	<p>社会福祉協議会による成年後見制度や相談窓口の周知、後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催、社会福祉協議会職員や市町村職員等に対する研修の受講を推進します。</p>	<p>福祉総務課</p>
-------------------------------	--	--------------

第3章第2節第3項見守り支援ネットワーク事業（87ページ）により認知症バリアフリーの推進、社会参加支援を図ります。



第4章 高齢者が安心して介護を受けられるまち

介護保険事業を健全・円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、自らの意思で、必要な介護サービスを安心して受けられるまちの実現を目指します。

第1節 介護保険事業の健全な運営

【現状と課題】

高齢者が要介護状態になっても、自立した生活ができ、可能な限り住み慣れた地域で生活していけるよう、日常生活圏域ごとに地域密着型サービスの必要量の整備を図ります。他の介護サービスについても、中長期的な視点に立った基盤の充実が必要です。

利用者に対しては、自立支援にもとづいた適切なサービスが実施されるよう、介護サービスの向上が求められています。

また、介護サービスの安定した供給を図るため、介護人材の確保と定着に向けた取組が求められています。

【基本施策】

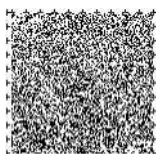
第1項 介護サービスの充実

1 居宅サービス

各サービスの利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量(供給量)を設定します。

(1) 訪問系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 訪問介護 (通称：ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助等を行うサービスです。
2 (介護予防) 訪問入浴介護	介護士と看護師が居宅を訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車で入浴介護を行うサービスです。
3 (介護予防) 訪問看護	看護師等が、居宅を訪問して主治医と連絡を取りながら療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。
4 (介護予防) 訪問リハビリテーション	主治医の計画にもとづき、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
5 (介護予防) 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

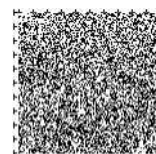


(2) 通所系居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 通所介護 (通称：デイサービス)	日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。
2 (介護予防) 通所リハビリテーション (通称：デイケア)	介護老人保健施設や医療機関等で、心身機能の維持回復を図り、日常生活での自立を促すよう必要なリハビリテーションを理学療法士や作業療法士等が行うサービスです。
3 (介護予防) 短期入所生活介護 (通称：ショートステイ)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期間入所して、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を受けることができるサービスです。
4 (介護予防) 短期入所療養介護 (通称：ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。

(3) その他の居宅サービス

サービス名	サービスの内容
1 (介護予防) 福祉用具貸与	日常生活を助けたり、機能訓練に用いるための福祉用具、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸し出すサービスです。
2 (介護予防) 福祉用具購入	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、負担割合に応じて一定の金額を上限に購入費の7～9割を支給するサービスです。
3 (介護予防) 住宅改修	家庭内での安全を確保するなど、住宅改修が必要な場合に負担割合に応じて一定の金額を上限に改修費用の7～9割を支給するサービスです。
4 (介護予防) 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム (ケアハウス) 等に入所している人が要介護・要支援状態になったときに、日常生活上の介護や機能訓練等を受けることができるサービスです。
5 (介護予防) 居宅介護支援	ケアマネジャー等が利用者、家族、関係事業者等と協議して、居宅介護サービス計画および介護予防サービス計画の作成やサービス提供の支援をするサービスです。



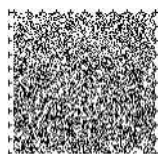
2 地域密着型サービス

3つの日常生活圏域の特性や高齢者の実態を踏まえ、要介護または要支援の認定を受けた方が、住み慣れた地域で介護サービスや介護予防サービスを受けられるよう、地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを整備・充実します。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量（供給量）を設定します。

(1) 地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
1 （介護予防）認知症対応型 通所介護 (通称：認知症対応型デイサービス)	認知症の方に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練等を行うサービスです。
2 （介護予防）小規模多機能型 居宅介護	「通い」を中心に、利用者の状態や希望を組み合わせ、「泊まり」や「訪問」を行うサービスです。
3 （介護予防）認知症対応型 共同生活介護 (通称：グループホーム)	認知症の方が家庭的な環境の中で共同生活を営みながら、入浴、食事の提供等を受けるサービスです。
4 定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	重度の要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
5 看護小規模多機能型居宅介護 (旧名称：複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。
6 地域密着型通所介護	利用定員18名以下の小規模型の日帰り介護施設で、食事、入浴の提供や介護、生活面での相談やアドバイス、簡単な機能訓練やレクリエーション等を行うサービスです。



3 地域密着型サービスの事業所数と整備目標

(1) (介護予防) 認知症対応型通所介護 (通称: 認知症対応型デイサービス)

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用(見込)者数/日	75	73	65	69	73	79
事業所数	4	4	4	4	4	4

(2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録(見込)者数/月	50	46	40	44	45	49
事業所数	2	2	2	2	2	2

(3) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (通称: グループホーム)

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用(見込)者数/日	78	76	78	83	86	89
ユニット数	6	6	7	7	7	7

※ ユニットとは、グループホームで共同生活する場合の生活単位で、青梅市では現在定員9名となっております。

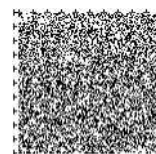
※ 利用(見込)者数には他市町村にあるグループホームの利用者も含まれます。

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録(見込)者数/月	1	2	0	3	11	17
事業所数	0	0	0	1	1	1

本市では、第5期計画から計画に位置付け整備に取り組んできました。第6期計画、第7期計画においては、整備に向け公募も行いましたが、広い市域へのサービス提供の難しさや介護人材不足等により整備が進んでいません。

本計画期間中に1事業所の整備を目指し、公募を行うとともに、青梅市介護保険運営委員会の意見と事業所からの相談に随時応じながら検討します。



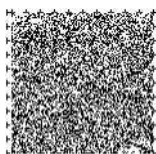
(5) 看護小規模多機能型居宅介護

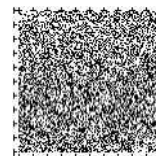
区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
登録（見込）者数／月	21	23	28	31	37	41
事業所数	1	1	1	1	2	2

本計画期間中に1事業所の整備を目指します。

(6) 地域密着型通所介護

区分	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
利用（見込）者数／日	285	300	275	295	310	324
事業所数	17	17	15	15	15	15





4 施設サービス

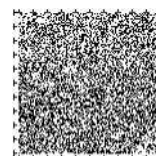
本市には、介護老人福祉施設が 24 施設、介護老人保健施設が 3 施設、介護療養型医療施設が 4 施設あります。

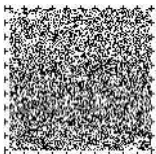
地域包括ケアシステムの深化に向け、医療と介護の連携・推進の観点から日常的な医学管理や、看取り・ターミナル等の機能、生活施設としての機能を兼ね備える施設として、第 7 期計画から、介護医療院が創設されましたが、現在市内にはありません。また、介護医療院創設に伴い、介護療養型医療施設は平成 30（2018）年 3 月末に設置期限を迎えることとなっていました。設置期限が 5 年間延長され、令和 6（2024）年 3 月末までとなりました。

これまで市では、地域住民に充足しているかどうかの観点から、福祉施設等の配置のあり方について基本方針を定め対応してきました。介護保険 3 施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）については、現在、市民利用の必要な定数を十分に満たす状況にあることから、定員・施設増の必要のない施設として位置付けています。また、新たに創設された介護医療院についても、市内既存の介護療養型医療施設と療養病床を有する医療施設が転換することで充足が見込めるため、定員・施設増の必要のない施設と位置付けています。

各サービス利用実績や要介護認定者数の推計結果を踏まえ、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までのサービス必要量を算出し、サービス目標量（供給量）を設定します。

施設類型	サービスの内容
1 介護老人福祉施設 (通称：特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、在宅では介護が困難な人が入所するサービスです。原則として要介護 3 以上の方が入所可能です。
2 介護老人保健施設 (通称：老人保健施設)	病状が安定している人に、医学的管理の下で看護、介護、リハビリテーションを行い、在宅への復帰を支援するサービスです。
3 介護医療院	長期の療養が必要な人に、療養上の管理、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。 長期的な医療と介護ニーズを持つ人を対象に、日常的な医学管理と看取りやターミナルケアなどの医療機能とあわせ、生活施設としての機能を兼ね備えた施設として、平成 30 年度に創設されました。
4 介護療養型医療施設	症状が安定している人に、医学的管理の下、長期にわたる療養が必要な人のための病床です。医療、看護、介護、リハビリテーション等を受けることができるサービスです。(令和 6 (2024) 年 3 月末までに廃止予定)





第2項 介護保険サービスの円滑な提供

1 連携体制の強化等

(1) 保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健・医療・福祉・介護は、それぞれが個々に提供するのではなく、それぞれの機能と役割を十分に踏まえた上で効果的に組み合わせて提供する必要があります。

そのため、保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行える体制を充実していきます。

(2) 事業者等との連携強化

要介護者等に対して、介護給付等の対象サービスを円滑に提供し、また、その資質の向上を図るため、本市と介護サービス事業者間およびサービス事業者相互の定期的な情報交換と連絡協議の場としての介護サービス事業者連絡会を引き続き実施します。

また、ケアマネジャー同士の情報交換や連絡、協議の場としての居宅介護支援事業者連絡会を通し、ケアマネジャー研修会などを開催して、ケアマネジャーの資質向上を図ります。

(3) 障害福祉部門との連携

国の地域共生社会の実現の取組の中で、高齢者と障害児者が同じ事業者でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉の両方の制度に、新たに「共生型サービス」が位置付けられ、さらに、障害福祉に「基準該当」の制度が設けられました。

このサービスについては、今後の国の検討状況や事業者の参入意向等を踏まえ、障害福祉部門と連携を図り対応を検討します。

(4) 市町村特別給付の実施

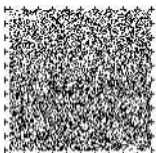
本市では、御岳山居住者への介護サービス提供が進まない状況を踏まえ、平成31年4月から市町村特別給付として、居宅系サービス利用時におけるケーブルカーの交通費等の負担を介護給付の対象としました。引き続き、御岳山居住者への介護サービスの提供を促進するための環境整備に向け、必要に応じて関係機関等と連携し対応します。

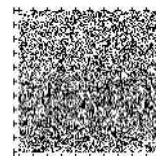
2 相談・情報提供体制の充実

(1) 相談窓口の充実

保健・医療・福祉・介護サービスについて、一体的な相談に応ずるため、地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者や家族からの多様なニーズや相談に総合的に対応します。

また、介護保険の保険者となる市が、介護保険に関する相談窓口を開設しており、相談内容の多様化に伴って、ときには関係機関と連携を取りながら、解決に向けて適切に対応します。





(2) 苦情に対する迅速な対応

介護保険サービスや市の福祉事業の利用者から苦情などの相談があった場合、できるだけ速やかに解決を図る必要があります。

そのため、東京都、東京都国民健康保険団体連合会との連携を図り、介護サービス事業者に苦情処理への取組を求め、必要に応じ、調査や助言などの対応を引き続き行います。

(3) 市民への情報提供等

介護保険のパンフレットや市の広報紙、ホームページ等を活用して、介護保険制度の一層の周知を図るとともに、地域や各種団体の希望に応じて、制度の説明会等を開催し、広く市民に介護保険関連情報を提供します。

また、サービス利用希望者に対しては、介護保険サービス提供事業者一覧やガイドブック等により、事業者情報やサービス内容などの介護保険情報を引き続き提供します。

このほか、各種申請手続き等の簡素化・効率化等を図るため、電子申請の環境整備を進めます。

3 介護サービスの向上

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービス事業者の更なる資質の向上を図るため、研修や技術の取得を事業者に奨励するとともに、事業者からの相談、苦情に対しては、問題の解決に向けての支援を行います。

また、地域密着型サービス事業者等に対する指導検査を実施し、介護サービスの質の向上に努めます。

(2) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質の向上

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保育成や介護の仕事の魅力の発信、業務改善・負担の軽減を図るため、国、東京都、市、事業者のそれぞれの役割の中で連携し、今後の取組について検討していきます。

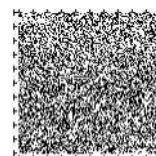
市では、介護ボランティアや介護の仕事の理解促進などによる介護人材のすそ野を広げるほか、介助者の離職を防止し、介護に関する人的基盤を確保するための取組をします。

また、介護サービス事業者等による、ICTを利用した各種申請や会議等における事務負担軽減の可否を検討し、ICT利用を推進すべく検討します。

(3) 介護サービス事業所の整備および改修による環境整備および資質の向上

介護保険制度開始から20年が経過し、介護サービス事業所における災害による被災や建物の老朽化も例外ではない状況となりました。

事業所の防災や減災、老朽化に対する改修等の対策整備や、新設や改築等における整備について、国や都と連携を図り、補助制度を活用した支援を行います。



(4) 地域包括支援センターおよび生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

平成 18 年度から、「介護サービス情報の公表」制度として、利用者が介護サービス事業者を選択する際に必要な情報を開示することが、全ての介護サービス事業者に義務付けられました。

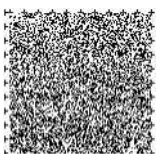
平成 27 年度の制度改正で、地域包括支援センターの事業内容および運営状況に関する情報の公表と生活支援等の内容に関する情報の公表の項目が新たに加われました。今後は、この情報公表システムを活用し、地域包括支援センターと生活支援サービス等の情報を公表することに努めます。

また、利用者が事業所を選択する際に、事業所の特徴やサービスの質など、利用者がサービスを選択する際の目安となる情報が得られるよう、事業者には「福祉サービス第三者評価」制度の受審を奨励していきます。

第3項 介護サービスの適正な給付

介護サービスの更なる向上を図るため、適正化事業に取り組みます。

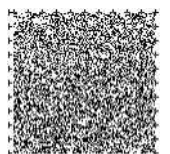
事業名	事業の内容	取組目標
1 要介護認定の適正化	業務分析データや認定調査結果から、ばらつきのある項目について分析を行い、全国一律の基準にもとづく要介護認定が行えるように改善を図ります。	定期的に調査員・審査会委員との研修や意見交換の場を設け、ばらつきのある項目について情報共有し、適正な要介護認定が行えるように改善を図ります。
2 ケアプランの点検	介護支援専門員が作成したケアプラン等を保険者である市の職員がともに確認することで、自立支援に資するケアマネジメントを協力して達成します。	研修等を通じて介護支援専門員とケアマネジメントの考え方を共有するとともに、市は保険者として視点を明確にし、各種システム等を活用しながら計画的に実施します。
3 住宅改修等の点検	受給者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修・福祉用具の給付がなされるよう点検を行います。	申請内容を精査するとともに、効果的な訪問調査を実施します。価格の適正化を図ります。



事業名	事業の内容	取組目標
4 縦覧点検・医療情報との突合	<p>(縦覧点検)</p> <p>介護報酬の給付実績を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。誤りがある場合は事業者に正しい請求を行うよう促します。</p> <p>(医療情報との突合)</p> <p>介護給付情報と医療給付情報を突合させ、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。</p>	<p>保険者(市)確認分(国保連合会処理委託分以外)について、未実施の項目を順次実施します。</p>
5 介護給付費通知の発送	<p>介護サービス利用者には、利用しているサービスの種類・費用・回数等を通知し、利用者の給付内容の把握と介護保険制度の理解を図ります。</p>	<p>通知内容・対象者等を適宜見直しながら、効果的な通知となるよう改善を図ります。</p>
6 給付実績の活用	<p>給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。</p>	<p>ケアプラン点検・実地指導等と連動させながら、主要な帳票から順次活用を始めます。</p>

事業に対する指標

事業	評価指標	現状値(令和元年度)	目標値
2	ケアプラン点検	年6件	年6件
3	住宅改修等の点検	書類点検 472件 訪問調査 9件	書類点検 400件以上 訪問調査 12件
5	介護給付費通知の発送	年1回	年1回
6	給付実績の活用	実地検査 20件 ケアプラン点検 6件	実地検査 24件 ケアプラン点検 6件



第2節 第1号被保険者保険料の適正な設定

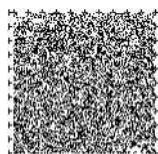
第1項 介護サービス見込量および費用額の適正な推計

1 介護給付サービスの見込量および費用額

(1) 居宅サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
訪問介護	給付費	328,601	353,616	378,094	347,607	440,873
	回数	8,904.1	9,586.9	10,259.4	9,400.6	11,932.0
	利用者数	462	493	523	495	621
訪問入浴介護	給付費	63,638	69,489	75,426	65,340	83,837
	回数	401.3	438.0	475.4	411.9	528.6
	利用者数	76	83	90	78	100
訪問看護	給付費	246,753	265,493	283,625	261,706	331,305
	回数	3,300.4	3,550.5	3,794.5	3,497.2	4,428.2
	利用者数	403	432	460	430	544
訪問リハビリ テーション	給付費	74,636	79,270	84,727	79,297	100,696
	日数	2,004.8	2,128.0	2,274.3	2,129.1	2,703.7
	利用者数	167	177	189	178	225
居宅療養管理指導	給付費	77,305	83,140	88,799	81,922	103,963
	利用者数	512	550	587	543	688
通所介護	給付費	708,180	745,382	796,503	750,242	966,807
	回数	7,322.0	7,689.5	8,198.9	7,792.2	9,999.2
	利用者数	741	778	829	789	1,009
通所リハビリ テーション	給付費	432,369	462,906	492,506	464,531	585,474
	回数	3,928.6	4,192.5	4,446.9	4,239.5	5,319.7
	利用者数	436	465	493	471	591
短期入所生活介護	給付費	243,806	256,191	275,991	250,805	328,702
	日数	2,236.0	2,347.0	2,525.2	2,305.0	3,021.7
	利用者数	188	197	211	195	255
短期入所療養介護	給付費	22,671	26,877	26,877	24,931	33,533
	日数	165.8	194.9	194.9	182.3	244.9
	利用者数	21	25	25	23	31
特定施設 入居者生活介護	給付費	266,270	274,546	281,900	295,062	374,049
	利用者数	112	115	118	124	156
福祉用具貸与	給付費	233,997	251,051	268,880	247,643	316,244
	利用者数	1,374	1,467	1,563	1,468	1,863



(2) 地域密着型サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

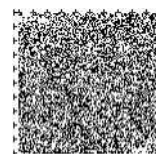
種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	給付費	7,464	27,241	44,114	58,647	85,823
	利用者数	3	11	17	23	33
認知症対応型 通所介護	給付費	111,245	118,452	128,117	116,841	150,426
	回数	707.0	750.7	811.3	745.5	957.2
	利用者数	68	72	78	72	92
小規模多機能型 居宅介護	給付費	90,307	93,795	100,829	94,333	122,312
	利用者数	38	39	42	40	51
認知症対応型 共同生活介護	給付費	271,290	281,253	290,993	290,993	296,041
	利用者数	83	86	89	89	90
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費	108,403	131,272	145,227	146,919	185,790
	利用者数	31	37	41	42	53
地域密着型通所介護	給付費	285,163	299,950	314,176	356,406	375,111
	回数	2,727.3	2,866.2	2,997.9	3,346.4	3,598.6
	利用者数	295	310	324	358	390

(3) その他サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
市町村 特別給付※	給付費	93,970	97,729	101,638	150,000	150,000
	利用者数	3	3	4	5	5

※ 御岳山居住者へ介護サービスを提供する場合の、往復のケーブルカー代金および駐車場利用代金への給付です。



(4) 施設サービス

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護老人福祉施設	給付費	3,080,873	3,145,433	3,215,496	3,362,995	4,122,286
	利用者数	931	950	971	1,015	1,239
介護老人保健施設	給付費	1,136,877	1,152,272	1,167,036	1,372,793	1,751,139
	利用者数	315	319	323	380	485
介護医療院	給付費	140,896	221,806	404,963	511,532	658,636
	利用者数	30	48	87	112	144
介護療養型医療施設	給付費	298,663	222,530	0		
	利用者数	70	52	0		

※ 令和7(2025)年度および令和22(2040)年度の介護療養型医療施設は、介護医療院に含んでいません。

(5) 居宅介護福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
福祉用具購入	給付費	12,539	13,869	14,487	13,640	17,157
	利用者数	34	37	39	37	46

(6) 居宅介護住宅改修

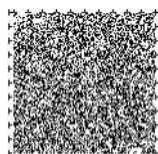
(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
住宅改修	給付費	27,888	28,762	32,025	29,532	36,886
	利用者数	34	35	39	36	45

(7) 居宅介護サービス計画

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
居宅介護支援	給付費	392,074	417,710	444,715	420,804	531,003
	利用者数	2,093	2,225	2,365	2,251	2,833

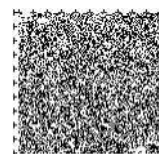


2 予防給付サービスの見込量および費用額

(1) 介護予防サービス

(単位：千円、回/月、日/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防 訪問入浴介護	給付費	741	742	742	742	742
	回数	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
	利用者数	1	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費	24,968	26,158	27,334	27,778	32,196
	回数	366.2	383.4	400.6	406.7	470.5
	利用者数	64	67	70	71	82
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	15,955	16,729	17,594	17,594	20,088
	回数	426.0	446.5	469.5	469.5	536.0
	利用者数	39	41	43	43	49
介護予防居宅療養 管理指導	給付費	11,225	11,520	12,097	12,097	13,955
	利用者数	77	79	83	83	96
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	63,695	66,298	69,133	69,105	80,658
	利用者数	151	157	164	163	190
介護予防短期 入所生活介護	給付費	1,688	3,131	3,131	3,131	3,131
	回数	25.4	46.9	46.9	46.9	46.9
	利用者数	4	5	5	5	5
介護予防短期 入所療養介護	給付費	1,507	2,262	2,262	2,262	2,262
	回数	10.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	利用者数	2	3	3	3	3
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	37,936	39,869	41,098	43,692	50,110
	利用者数	42	44	45	48	55
介護予防 福祉用具貸与	給付費	29,646	30,950	32,278	32,347	37,733
	利用者数	427	446	465	465	542



(2) 地域密着型介護予防サービス

(単位：千円、回/月、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防認知症 対応型通所介護	給付費	358	359	359	359	359
	回数	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	利用者数	1	1	1	1	1
介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	4,608	4,610	5,580	5,580	5,580
	利用者数	6	6	7	7	7
介護予防認知症 対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0

(3) 介護予防福祉用具購入

(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防 福祉用具購入	給付費	2,267	2,267	2,267	2,267	2,531
	利用者数	8	8	8	8	9

(4) 介護予防住宅改修

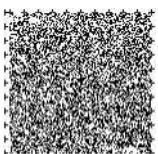
(単位：千円、人/月)

種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防住宅改修	給付費	14,929	16,000	16,773	16,773	19,390
	利用者数	17	18	19	19	22

(5) 介護予防サービス計画

(単位：千円、人/月)

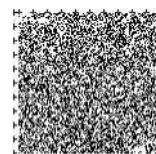
種別	区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護予防支援	給付費	33,748	35,184	36,718	36,837	42,800
	利用者数	572	596	622	624	725



3 介護給付等対象サービスの給付費総額の見込（まとめ）

（単位：千円）

種別	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
標準給付費計	9,602,932	9,964,729	10,324,457	10,656,723	13,342,744
給付費計（介護給付＋予防給付）	8,905,179	9,278,385	9,622,872	9,915,084	12,309,628
介護給付	8,661,908	9,022,306	9,355,506	9,644,520	11,998,093
居宅介護サービス	2,698,226	2,867,961	3,053,328	2,869,086	3,665,483
地域密着型介護サービス	873,872	951,963	1,023,456	1,064,138	1,215,503
施設介護サービス	4,657,309	4,742,041	4,787,495	5,247,320	6,532,061
居宅介護福祉用具購入	12,539	13,869	14,487	13,640	17,157
居宅介護住宅改修	27,888	28,762	32,025	29,532	36,886
居宅介護サービス計画	392,074	417,710	444,715	420,804	531,003
予防給付	243,271	256,079	267,366	270,564	311,535
介護予防サービス	187,361	197,659	205,669	208,748	240,875
地域密着型介護予防サービス	4,966	4,969	5,939	5,939	5,939
介護予防福祉用具購入	2,267	2,267	2,267	2,267	2,531
介護予防住宅改修	14,929	16,000	16,773	16,773	19,390
介護予防サービス計画	33,748	35,184	36,718	36,837	42,800
審査支払手数料	14,728	15,019	15,321	15,906	19,053
高額介護（介護予防）サービス費	306,136	310,748	319,917	339,073	524,465
特定入所者介護（介護予防）サービス費	341,723	324,371	329,073	347,154	428,492
高額医療合算介護（介護予防）サービス費	35,166	36,206	37,274	39,506	61,106

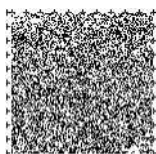


第2項 地域支援事業見込量および費用額の適正な推計

1 地域支援事業の見込量および費用額

(単位：所、千円)

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
地域包括支援センター設置数	3	3	3	3	3
介護予防・日常生活支援総合事業	252,764	253,257	258,107	266,841	355,589
訪問型サービス	41,862	38,315	39,033	40,396	53,469
通所型サービス	174,148	177,407	180,738	186,441	246,781
施設介護サービス	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	30,802	31,377	31,965	33,182	43,921
審査支払手数料	587	613	640	698	1,340
高額介護予防 サービス費相当事業	480	501	523	571	1,096
一般介護予防事業	4,885	5,044	5,208	5,553	8,982
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	135,573	135,573	135,573	135,573	135,573
任意事業 (介護給付適正化事業・家族介護 支援事業等・その他の事業)	2,501	2,532	2,565	4,800	5,587
包括的支援事業 (社会保障充実分)	23,302	24,054	24,831	26,461	42,671
地域支援事業費計	414,140	415,416	421,076	433,675	539,420



第3項 保険料および所得段階の設定について

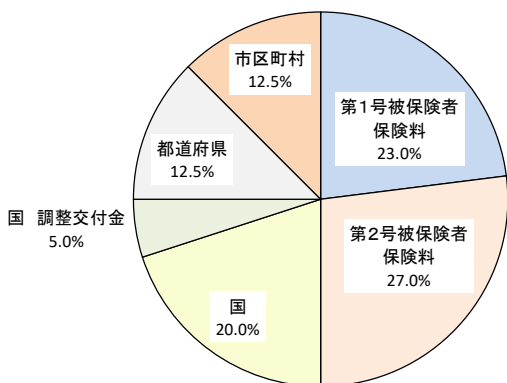
1 介護保険事業の財源構成について

介護給付および予防給付に要する費用（以下「介護給付費等」といいます。）と地域支援事業費の財源は、国・都・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

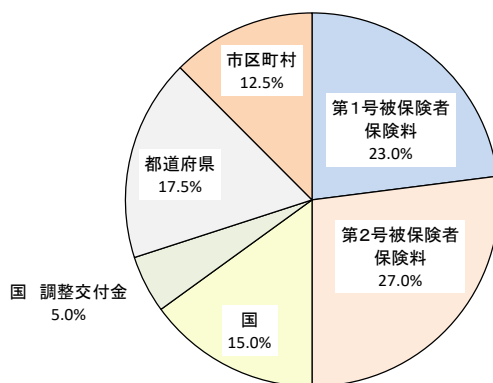
介護給付費等は、公費（国、都、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

介護給付費等の負担割合については、以下のとおりとなります。

■介護給付費等（施設分等を除く）

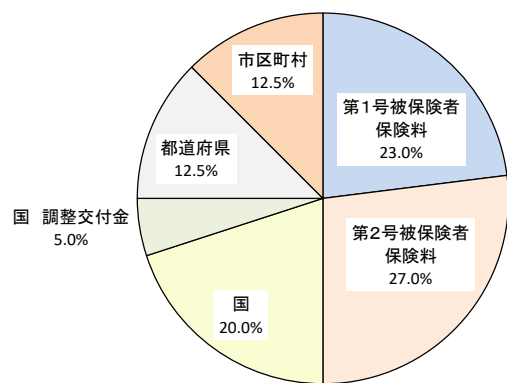


■介護給付費等（施設分等）

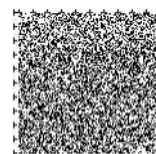
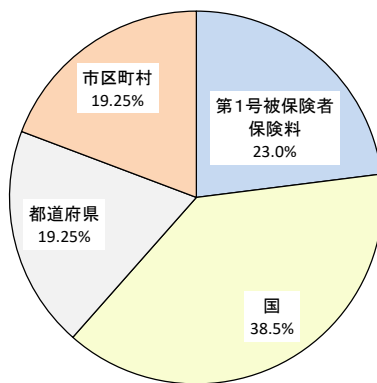


また、地域支援事業費の負担割合については、以下のとおりとなります。

■介護予防・日常生活支援総合事業



■包括的支援事業・任意事業



2 第1号被保険者の負担割合について

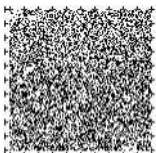
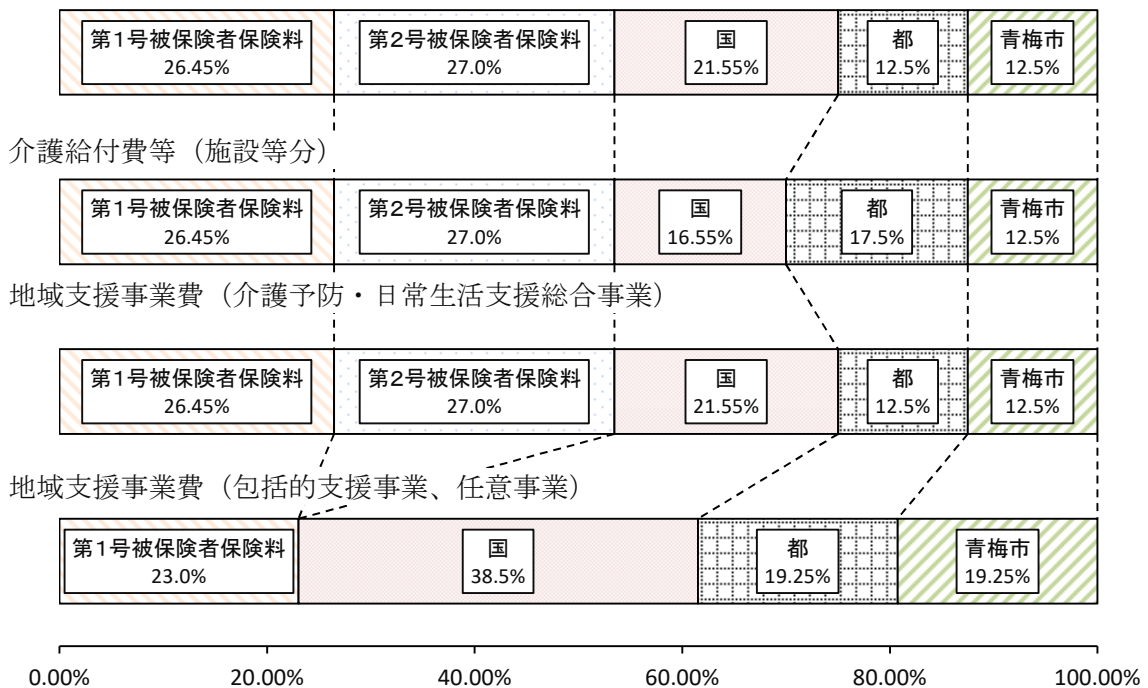
第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により政令で定められており、「第7期計画」と変動せず23%になりました。

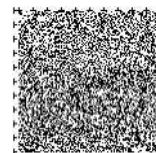
また、介護給付費等の国負担分のうち5.0%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合・所得段階層割合と比較して、保険者ごとに増減されることになっています。本市の第8期計画における見込みは1.55%で、不足する3.45%については、第1号被保険者の保険料で負担することとなります。なお、地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業）については、第2号被保険者の負担はなく、その分を公費で負担します。

このため、第1号被保険者の負担割合は、介護給付費等および地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）については26.45%、地域支援事業費（包括的支援事業、任意事業費）については23.0%となり、第8期計画期間の青梅市での全体の財源構成についての見込みは、以下のとおりとなります。

■第8期事業計画での負担割合

介護給付費等（施設等分を除く）





3 保険料設定の見込み

第8期計画では、高齢者人口の増加、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴う要介護認定者数の増加により、介護保険サービスの利用量が増えることが見込まれます。

■保険料の主な上昇要因

- ・介護報酬の0.7%のプラス改定（うち0.05%は、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（令和3（2021）年9月までの間））

■保険料の主な低下要因

- ・一定以上所得者の利用負担の見直し（高額介護サービス費および負担限度額認定）
- ・平成30年度から創設された保険者機能強化推進交付金、令和2年度から創設された介護保険保険者努力支援交付金の第1号被保険者保険料への充当

4 保険料上昇の抑制について

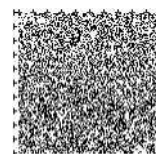
保険者である市区町村は、介護給付費等準備基金を設けて、計画期間の初年度に発生が見込まれる余剰金を積み立てる一方、給付費の不足が生じた場合に取り崩しを行うなど、被保険者に安定して保険給付を提供するよう努めています。介護給付費等準備基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、基金を必要以上保有しないよう、本計画期間においては基金の一部を取り崩し、第1号被保険者全体の保険料負担の上昇を抑えることとします。

■公費による軽減

- ・平成27年4月から、消費税率8%への引き上げによる増収分を活用して所得の低い方（所得段階が第1段階）への保険料軽減措置を実施しています。また、令和元年10月から、消費税率10%への引き上げによる増収分を活用して、所得の低い方（所得段階が第1段階から第3段階）への更なる保険料軽減措置を実施しています。この軽減対策は、税と社会保障の一体的改革として行われたもので、財源は、消費税の増収分をもとに、国が2分の1、都道府県が4分の1、市区町村が4分の1ずつ、一般会計で賄っています。

5 介護サービス利用者の自己負担額

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方に御負担いただきます。この利用者負担については、介護保険制度開始以降、利用者の所得にかかわらず一律に1割とされてきました。しかしながら、団塊の世代の方がすべて75歳以上となる令和7（2025）年以降にも持続可能な制度とするための制度改正が行われ、一定以上の所得のある場合、平成27年8月から2割負担が、平成30年8月から3割負担（2割負担の方のうち、さらに所得の高い方）が導入されています。



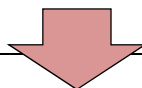
6 第1号被保険者の保険料基準額の算定

内 容		合計 (令和3～5年度)
A	標準給付費見込額	29,892,118 千円
B	地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費
C		包括的支援事業・任意事業費
		764,016 千円
		486,505 千円

=サービス給付費総額 D (A+B+C) 31,142,639 千円

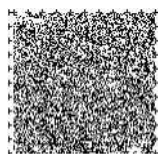
E	第1号被保険者負担分相当額【=D×23%】	7,162,807 千円
+		
F	調整交付金相当額【=(A+B)×5%】	1,532,807 千円
-		
G	調整交付金見込額【=(A+B)×※1.55%(※3か年の平均値)】	478,382 千円
-		
H	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	129,100 千円
-		
I	介護給付費等準備基金取崩し見込額	436,000 千円
	基準月額に対する軽減額	302 円

=保険料収納必要額 J (E+F-G-H-I) 7,652,132 千円



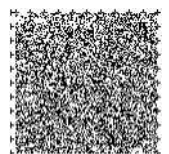
K	予定保険料収納率	99%
L	所得段階別加入割合補正後被保険者数 (※)	
	令和3(2021)年 40,111 人	121,531 人
	令和4(2022)年 40,543 人	
令和5(2023)年 40,877 人		
M	保険料見込額(年額)【=J÷K÷L】	63,600 円
N	保険料見込額(月額)【=M÷12】	5,300 円

※ 所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したもの



第8期事業計画期間（令和3（2021）年度から令和5（2023）年度）の所得段階区分と保険料率等				
所得段階	対象者	保険料率	年間保険料	構成比 (推計)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.45	28,600円 (月額約2,384円)	16.2%
第2段階	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の方	基準額 ×0.66	41,900円 (月額約3,492円)	7.3%
第3段階	・市民税世帯非課税で「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円を超える方	基準額 ×0.70	44,500円 (月額約3,709円)	7.5%
第4段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額 ×0.85	54,000円 (月額約4,500円)	12.7%
第5段階	・本人は市民税非課税であるが世帯員に市民税課税者がいる方で「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超える方	基準額	63,600円 (月額約5,300円)	13.5%
第6段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.11	70,500円 (月額約5,875円)	12.9%
第7段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.32	83,900円 (月額約6,992円)	16.5%
第8段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.63	103,600円 (月額約8,634円)	7.5%
第9段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.66	105,500円 (月額約8,792円)	2.2%
第10段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.90	120,800円 (月額約10,067円)	1.9%
第11段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.08	132,200円 (月額約11,017円)	0.7%
第12段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額 ×2.20	139,900円 (月額約11,659円)	0.3%
第13段階	・市民税本人課税の方で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.35	149,400円 (月額約12,450円)	1.0%

※ 保険料率については、消費税率変更に伴う公費負担による低所得者の負担割合引下げにより、実際には、第1段階が0.28、第2段階が0.50、第3段階が0.65へと引下げられています。



保険料所得段階の変更図

第7期 事業計画				第8期 事業計画			
所得段階	保険料率	保険料(年額)	構成比(推計)	所得段階	保険料率	保険料(年額)	構成比(推計)
第1段階	基準額 ×0.45	27,000円	16.9%	第1段階	基準額 ×0.45	28,600円	16.2%
第2段階	基準額 ×0.66	39,600円	6.8%	第2段階	基準額 ×0.66	41,900円	7.3%
第3段階	基準額 ×0.70	42,000円	7.1%	第3段階	基準額 ×0.70	44,500円	7.5%
第4段階	基準額 ×0.85	51,000円	14.2%	第4段階	基準額 ×0.85	54,000円	12.7%
第5段階	基準額	60,000円	13.0%	第5段階	基準額	63,600円	13.5%
第6段階	基準額 ×1.11	66,600円	12.1%	第6段階	基準額 ×1.11	70,500円	12.9%
第7段階	基準額 ×1.32	79,200円	15.9%	第7段階	基準額 ×1.32	83,900円	16.5%
第8段階	基準額 ×1.63	97,800円	7.6%	第8段階	基準額 ×1.63	103,600円	7.5%
第9段階	基準額 ×1.66	99,600円	2.7%	第9段階	基準額 ×1.66	105,500円	2.2%
第10段階	基準額 ×1.90	114,000円	1.7%	第10段階	基準額 ×1.90	120,800円	1.9%
第11段階	基準額 ×2.08	124,800円	0.7%	第11段階	基準額 ×2.08	132,200円	0.7%
第12段階	基準額 ×2.20	132,000円	0.4%	第12段階	基準額 ×2.20	139,900円	0.3%
第13段階	基準額 ×2.35	141,000円	0.9%	第13段階	基準額 ×2.35	149,400円	1.0%

※ 両事業計画の第1段階から第3段階までの年間保険料は社会保障充実による軽減前の額です。

保険料基準月額推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12(2000)年度～平成14(2002)年度	2,875円	—	—
第2期	平成15(2003)年度～平成17(2005)年度	3,000円	125円	4.3%
第3期	平成18(2006)年度～平成20(2008)年度	3,600円	600円	20.0%
第4期	平成21(2009)年度～平成23(2011)年度	3,400円	△200円	△5.6%
第5期	平成24(2012)年度～平成26(2014)年度	4,300円	900円	26.5%
第6期	平成27(2015)年度～平成29(2017)年度	4,800円	500円	11.6%
第7期	平成30(2018)年度～令和2(2020)年度	5,000円	200円	4.2%
第8期	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度	5,300円	300円	6.0%

- 第8期計画における負担軽減前の本来基準月額： 5,602円…(1)
- 介護給付費等準備基金の取崩しによる軽減分： 302円…(2)
- 第8期計画の基準月額： (1) - (2) = 5,300円

